# 資格の学校 平成 25 年度 国税専門官採用試験 **TA** で 専門記述 憲法 【解答例】

### 問題

Y市は市内に図書館を設置し、その図書館の資料の除籍基準を定めていた。Y市の設置する図書館の職員(司書)は、Xの著作に対する否定的評価と反感を有していたことから、図書館の蔵書のうち Xの執筆した書籍を、除籍基準に定められた除籍対象資料に該当しないにもかかわらず、独断で廃棄した。

これを不服とする X は、本件廃棄を不法なものとして Y に対して損害賠償請求を行うに当たり、憲法上どのような主張を行うことが考えられるか。その当否とともに論じなさい。

## 解答のポイント

平成19年は「生活ほっとモーニング」事件(最判平16・11・25)を素材にした事例問題,平成20年も伝習館高校事件等の判例をベースにした事例問題,平成21年は地方自治に関する問題,平成22年は職業選択の自由に関する事例問題,平成23年は泉佐野市民会館事件(最判平7・3・7)をベースにした事例問題であった。平成24年も消極的表現の自由に関する難問であった。

以上の出題傾向を踏まえて平成 25 年は統治の分野から判例を素材にした出題が予想されていたところ, 4 年連続して人権からと異例の出題となっている。しかも昨年に続き、表現の自由に関するテーマであった。

具体的には、著作者の表現の自由が問題となった船橋市西図書館蔵書破棄事件(最判平 17・7・14)をベースに した出題である。

この判例は近時の択一試験(国II平 23 等)では出題されたことはあるものの、まだ十分論じられていない テーマを素材にした判例(表現の自由と国家による援助)でもあるので、「何を」「どう論じるか」が容易ではな かったと推測される。

この判例のポイントは以下の点にある。

公立図書館が「住民に対して思想,意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場」であるので、著作者の思想、意見等を公衆に伝達する利益を法的保護に値する人格的な利益としている点である。

憲法上の主張としては、思想及び良心の自由(19条)や表現の自由(21条1項)に言及することになる。もっとも、メインとなる論点は表現の自由であるから、思想及び良心の自由は軽く言及する程度でよいと思われる。

そして、パブリック・フォーラム(公園、道路等)という概念を用いるか否かは別として公立図書館の役割・機能に言及できているかが本間のポイントになると推測される。

#### 1 X の行う憲法上の主張

Y市の図書館職員が独断でXの書籍を廃棄しているので、以下の主張が考えられる。

思想及び良心の自由(19条)が確保され、言論・表現の自由(21条1項)が真に保障されているといえるには、 出版され自由な流通におかれた多様な種類の書籍が、公立図書館において適正に収集され、利用者たる住民一般 に広く提供される必要がある。

特に、住民誰でも利用ができる公立図書館には、著作者が対外的に表現した著作物を広く住民へ伝達するために存在し、「公の表現の場」たる役割を果たす義務があると解される。

したがって、公権力による妨害や制約によって著作者の表現行為及び読者の知る権利が阻害されないという「表現の自由」の保障の本来の趣旨及び公立図書館の「公の表現の場」たる役割からすると、現代社会においては、伝統的な表現の自由が保障されるだけではなく、表現の自由の内容として、「表現を公表する方法の1つである図書館内で公正な閲覧に供される利益を不当に奪われない権利」及び「公立図書館で購入された著書を適正・公正に閲覧に供され保管・管理される権利」が著作者に認められるべきである。

また、思想及び良心の自由は、特定の思想を強制されない自由だけでなく、特定の思想を理由に不利益処遇を受けない権利も含まれると解される。

本件では、Y市の図書館職員の独断による書籍の廃棄行為により、上記権利が侵害されたとして、X は憲法 19 条違反及び憲法 21 条 1 項違反の主張を行うことが考えられる。

#### 2 Xの主張の当否

(1) 思想及び良心の自由(19条)は、精神的自由の源泉ともいうべき重要な権利であり、世界観、人生観、思想 体系等人格形成活動に関連のある内心活動は、憲法 19条によって保障を受ける。

また、表現の自由(21条1項)は、言論活動を通じて自己の人格を発展させる自己実現の価値及び、言論活動によって、国民が政治的意思決定に関与するという自己統治の価値を有するものとして重要な権利である。

- (2) もっとも、上記人権は本来的に「国家からの自由」と理解されてきたので、著作者に「表現を公表する方法の1つである図書館内で公正な閲覧に供される利益を不当に奪われない権利」及び「公立図書館で購入された著書を適正・公正に閲覧に供され保管・管理される権利」に関する権利を直ちに導き出す根拠とはならないとも思える。
- (3) しかし、公立図書館は「公の施設」(地方自治法 244 条)であって、住民の学習活動等を適切に援助するため、住民の高度化・多様化する要求に十分に配慮すること、広く住民の利用に供するため、情報処理機能の向上を図り、有効かつ迅速なサービスを行うことができる体制を整えるよう努めること、住民の要求に応えるため、新刊図書及び雑誌の迅速な確保並びに他の図書館との連携・協力により図書館の機能を十分発揮できる種類及び量の資料の整備に努めることなどが要請される公的施設である。

これらの役割,機能等に照らせば,公立図書館は,住民に対して思想,意見その他の種々の情報を含む図書館資料を提供してその教養を高めること等を目的とする公的な場と評価できる。とすれば,そこで閲覧に供さ

れた図書の著作者にとって、その思想、意見等を公衆に伝達する公的な場でもある。

したがって、公立図書館の職員が閲覧に供されている図書をそれに対する著作者の思想や信条を理由とするなどの不公正な取扱いをすることは、当該著作者が著作物によりその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうことになる。そして、著作者の思想の自由、表現の自由が憲法により保障された人権であることを考慮すると、公立図書館で、その著作物が閲覧に供されている著作者が有する上記利益は、法的保護に値する人格的利益であると解される。

(4) 以上を踏まえて Y 市の図書館職員の廃棄行為をみると、当該職員は、除籍基準に定められた除籍対象資料に該当しないにもかかわらず、「X の著作に対する否定的評価と反感を有していたことから、独断でこれを廃棄した」とあるので、これは X の「図書館内で公正な閲覧な閲覧に供される利益を不当に奪われない権利」を侵害するとともに、X の思想を理由とする不利益処遇であるから、X の利益は不法に侵害されているといえる。よって、X の憲法 19 条違反及び憲法 21 条 1 項違反の主張は認められる。

以上

(1,784 文字)

## TAC 生はココで解けた!

直前期オプション講座「重要判例セミナー」レジュメ P. 66 に本問の素材となった船橋市西図書館事件の判例 がズバリ掲載されている。この判例を検討していた方は問題点に気づいたと思われる。